

第1 目的

このガイドラインは、県立の高等学校、高等学校中等部及び特別支援学校における日常の教育活動の中で、児童生徒の個人情報を保護するとともにその他の人権の尊重をしながら、安全かつ効果的にインターネットを利用するための基本的な共通ルールを示すことを目的とする。

《安全かつ効果的なインターネット利用》

情報社会の中で、あふれる情報を取捨選択し、自ら情報を主体的に創造することのできる児童生徒を育成する上で、様々な人たちとの交流や、誰でも簡単に世界に向け情報発信ができるなどの特徴を持つインターネットを利用することは、学習活動を効果的に行うことができるものと期待されています。

その一方で、児童生徒が、電子掲示板やメール等によるいじめで精神的苦痛を受けたり、ホームページ等で公開された個人情報がきっかけになって事件や犯罪に巻き込まれたりすることが多発しています。公開されているホームページの情報も、すべてが有益なものとは限りません。

児童生徒が安全かつ効果的にインターネットを利用するためには、児童生徒のみならず教職員も、インターネットの利用方法を正しく理解しておく必要があります。

第2 管理運用体制

- 1 校長は、学校の教育活動において、インターネットを効果的に利用していくための方針を定め、それに基づき、利用者のための利用規程を策定し、各人が情報社会において責任ある行動が取れるよう指導監督に当たるものとする。
- 2 校長は、インターネットの適正な利用を推進するための指導助言及び校内システムの保守管理を行う組織を校内に置く。

《管理運用体制》

児童生徒の安全かつ効果的なインターネットの利用のために、校長は、静岡県個人情報保護条例などの法令や県立学校情報セキュリティポリシー、本ガイドラインを尊重し、校内における利用方針を定める必要があります。

併せて、インターネットの適正な利用を推進するために、学校における利用方針や利用規程、利用方法などの事項を協議し、個人情報の保護や著作権の尊重、校内システムの保守管理及びセキュリティ、違法・有害情報への対策などについて指導助言を行う組織及び責任者を定めます。

第3 学校ホームページの公開

1 公開

学校ホームページをインターネットに公開して情報発信を行う場合は、学校の教育活動を主体として作成するとともに、校長の承認を得た上で公開する。

2 個人情報の保護

児童生徒の個人情報は、静岡県個人情報保護条例に従い、十分留意して取り扱うものとする。人権を尊重し、その安全を確保する観点から、原則として児童生徒の個人情報は、学校ホームページに掲載してはならない。ただし、掲載の目的及び教育的効果並びに掲載に伴う危険性を十分考慮し、教育上、校長が特に必要であると認める場合には、児童生徒の人権及び安全に配慮しつつ、当該児童生徒及びその保護者の同意を得た上で学校ホームページに掲載することができる。

3 著作権等の尊重

掲載する情報（文章、絵画、写真、音楽等）に対しては、その著作権に十分配慮しなければならない。学校ホームページ作成者以外の者が作成した情報を掲載しようとする場合には、事前に著作権者の許諾を得る。

児童生徒が作成した情報を掲載する場合も、作成者である当該児童生徒の同意を得た上で掲載する。

4 正確な情報の掲載

学校ホームページで公開している情報内容の正確性を維持するために、定期的に内容を更新しなければならない。

《校長の承認》

学校ホームページの公開に当たっては、学校という公的機関からの情報発信にふさわしい内容であるか、校内で十分に検討し、校長の承認を得てから発信します。

校長は、承認に当たっては、次のような内容が掲載されていないか十分注意することが必要です。

ア 法令及び公序良俗に反する内容

イ 特定の人物若しくは団体を誹謗中傷したり、又は差別したりする内容

ウ 第三者の著作権、プライバシーその他の権利を侵害する内容

エ 特定の政党や政治団体を支援又はこれに反対するものその他の政治活動に関する内容

オ 特定の宗教への入会又はこれに反対するものその他の宗教活動に関する内容

カ 営利を目的とする内容

キ その他学校から不特定多数に対して発信する情報として不相当と判断できる内容

《個人情報》

「個人情報」には、情報の内容そのものから個人が特定できる情報のほか、その情報だけで個人を識別できなくても、ほかの情報と組み合わせることで特定できるものを含みます。

《個人情報の取扱い》

学校ホームページに限らず、普段から、児童生徒の個人情報を適正に取り扱うこと、そして、適正に取り扱っていることを児童生徒及び保護者に伝え、理解され、信頼されることが基本となります。

学校ホームページに児童生徒の個人情報を掲載しようとするときには、「何のために掲載するのか」「個人情報を掲載する必然性があるのか」「掲載することでどのような教育的効果があるのか」等の観点から十分に検討した上で、必ず当該児童生徒本人及び保護者の同意を得ます。

その際には、学校ホームページに個人情報を掲載することの目的や期待される効果とともに、掲載にともなう危険性についても説明することが必要です。

《掲載にともなう危険性について》

インターネットを通して、不特定多数の人に個人情報を公開することになるため、見知らぬ人から誤解を受けたり、本来出会うことのない人と出会う機会となったりする可能性があります。このことがきっかけになって事件や犯罪に巻き込まれたりすることがあります。

また、個人情報や著作物を不正に利用される可能性もあります。

《個人情報の掲載範囲》

学校ホームページへの児童生徒の個人情報掲載の目的及び教育的効果並びに掲載にともなう危険性を十分考慮し、教育上、校長が特に必要であると認める場合には、児童生徒の人権及び安全に配慮しつつ、以下に示す範囲において掲載するものとします。

ア 氏名、学年、学科等

必要最小限のものとする。

イ 児童生徒の写真

集合写真を使用するなど、個人が特定できないようにする。

ウ 児童生徒の作品

教育活動の過程において制作したものに限る。また、児童生徒の著作権を尊重する。

エ その他の個人情報

国籍、本籍、住所、電話番号、生年月日、信仰する宗教、身体の状況、家族構成、その他の個人情報は掲載してはならない。

《著作権》

文章、絵画、写真、音楽などの情報には、作成した人（著作者）の権利（著作権）があります。これらの情報を利用するに当たっては、著作権を持つ人（著作権者）の許諾を得ることが必要です。このことは、学校ホームページへの掲載においても同様です。

学校で児童生徒が作成した絵画なども著作物であり、本人に著作権があります。これらを学校ホームページに掲載するときには本人及び保護者の同意を得て行う必要があります。

《正確な情報の掲載》

教育上必要と認められ掲載した情報でも、特定個人の情報が長期にわたる公開や、時の経過により実態と合わなくなってしまう内容は避ける必要があります。

また、児童生徒本人、保護者、著作権者等からの訂正や削除の要請があったときにも速やかな対応が必要です。

第4 児童生徒への指導

児童生徒がインターネットを利用する場合には、次に掲げる事項について、児童生徒を指導するものとする。

- 1 次に掲げるインターネットの特性を理解させること。
 - (1) インターネットを利用して一度公開した情報は、その後にすべてを回収することはできない。
 - (2) 電子掲示板やメール等を利用したコミュニケーションは、顔を合わせたコミュニケーションとは内容の伝わり方が異なる。
 - (3) インターネットの匿名性により、なりすましやいじめなどが起こりやすい。
- 2 他人を誹謗、中傷する内容の投稿の禁止、個人情報に掲載することの危険性、著作権の尊重など、情報モラルの育成に関すること。
- 3 健全な育成を妨げるおそれのある違法・有害情報を閲覧させないこと。
- 4 機器やシステムの安全保持に関すること。
- 5 その他本ガイドラインの目的に関すること。

《インターネットを利用した情報公開の特性》

インターネットを利用した情報公開は、不特定多数の人に対し簡単に情報を公開することが可能になります。その反面、一度公開した情報をすべて回収したり、訂正したりすることは不可能です。このような特性をよく理解させ、不用意に情報を公開しない態度を育成する必要があります。

《電子掲示板、メール等の特性》

電子掲示板、ブログ、プロフ等に公開された情報は不特定多数の人が目にします。顔を合わせてのコミュニケーションと同じような感覚で情報を公開した場合、見知らぬ人から誤解される可能性があります。また、これらを利用することによって、悪意のある人と出会ってしまう危険性も発生します。

電子掲示板、メール等を利用したコミュニケーションは、例え知人同士であっても、ニュアンスが通じないことがあります。意識しないままに相手を傷つけてしまう場合があります。特にメール、ブログ、プロフ等は、相手に直接伝わり、その内容を繰り返し見ることができます。相手を傷つけてしまう内容が直接伝わり、しかも繰り返し見ることになります。

電子掲示板、メール等が持つ特性をよく理解させ、公開してもよい情報なのか、相手の気持ちを考えた内容になっているかなどを考えてコミュニケーションする態度を育成する必要があります。

《インターネットの匿名性》

インターネットの匿名性は、個人がその立場によらず自由に発言できるといった優れた面があります。しかしその反面、特定の相手に対する心ない内容が電子掲示板、ブログ、プロフ等に書き込まれたり、メールが送信されてきたりすることによって、精神的苦痛を受けたり、事件に発展したりしています。インターネットの匿名性がゆえに規範意識が薄らぎ、インターネット以外の場面なら思いとどまる行為を軽い気持ちで行ってしまったり、悪意を持って情報を流したり、情報を操作したりする行為が起こりがちだからです。

インターネットを通した向こう側にいる相手のことを考える態度を育成すると同時に、調べようと思えば誰がその行為を行ったのかを特定できることも伝える必要があります。

《個人情報を掲載することの危険性》

インターネットで得た個人情報をきっかけとする犯罪が発生しています。電子掲示板、プロフ等に安易に個人情報が掲載されており、これが犯罪のきっかけになることは回避しなければなりません。自分が被害者にならないために、顔写真や氏名、住所、電話番号の掲載を避けることはもちろん、学校名や最寄り駅など、個人を類推できる可能性がある情報の掲載を避けることも伝える必要があります。また、自分が加害者にならないように、友人の個人情報を安易に掲載してはならないことを理解させる必要があります。

《情報モラルの育成》

情報社会の中で、あふれる情報を取捨選択し、自ら情報を主体的に創造することのできる児童生徒を育成するために求められることは、単にインターネットやコン

コンピュータ機器の操作方法を身に付けさせることだけではありません。人間性を磨き、日常生活のモラルとともに、個人情報保護、著作権の尊重などのルールやマナーを身に付けさせ、情報社会に生きていく上の基礎となる情報モラルを育成することが重要です。

《誹謗中傷、ネットいじめへの予防教育》

普段から、相手への思いやりの心を育てたり、人権意識を高めたり、インターネットや、電子掲示板、メール等の特性、個人情報を掲載することの危険性を考えさせたりするなどの指導を行い、被害者や加害者にならないための予防教育を行うことが基本となります。

《誹謗中傷、ネットいじめへの対応》

児童生徒がインターネット上の誹謗、中傷やネットいじめの被害を受けることがあります。児童生徒や保護者から、これらについて相談された場合は、次のような対応が考えられます。これらの対応をマニュアル化しておくことで、迅速な対応が可能になり、学校が本気で対応していることが児童生徒や保護者に伝わり、問題解決につながることもあります。

ア 事実確認をする。

電子掲示板の画面やメールの文章などを印刷したり、データ保存したり、デジタルカメラで撮影したりして、冷静な目で事実確認をします。そして、学校全体、さらには警察等の機関に相談することも検討します。

イ 被害の拡大を防ぐ。

電子掲示板などに書き込まれた誹謗中傷の内容が、ほかの電子掲示板に次々と転載されることのないよう、プロバイダへの事実の連絡や削除依頼などを迅速に行います。

ウ 児童生徒の状態に留意する。

児童生徒の判断で行動させずに、必ず、親や学校に相談してから行動させるようにします。また、被害者や加害者となった児童生徒の心のケアが必要となる場合もあります。

《違法・有害情報への対応》

インターネットからは、様々な情報が入手できます。こうした中には、暴力、性、薬物など児童生徒の健全な育成を妨げる違法・有害な情報があります。児童生徒がこうした情報に触れることのないように、フィルタリング機能を利用するなどの対策を取るとともに、学校で利用させるときには、教職員が立ち会って指導するようにします。

《携帯電話の安全利用》

インターネットは、携帯電話からも利用できます。そのため保護者の監督が行き届かなかつたり、児童生徒の利用が行きすぎたものとなつたりする恐れもあります。携帯電話の安全利用のために、保護者と十分な連携をとりながら、指導に当たることが有効です。

第5 教職員の利用

教職員が電子掲示板、メール、ブログ等のインターネットを利用した情報発信を行う場合は、次に掲げる事項について配慮する。

1 個人情報の保護

児童生徒の個人情報は、静岡県個人情報保護条例に従い、十分留意して取り扱うものとする。人権を尊重し、その安全を確保する観点から、原則として児童生徒の個人情報をインターネットを利用して公開してはならない。

2 著作権等の尊重

掲載する情報（文章、絵画、写真、音楽等）に対しては、その著作権を十分配慮しなければならない。

3 守秘義務

職務上知り得た守秘義務に該当する学校の情報をインターネットを利用して発信してはならない。

《電子掲示板やメール等の利用》

ホームページ以外でも、電子掲示板、メール等によって、児童生徒の個人情報等が外部に漏洩することは、あってはならないことです。電子掲示板、メール等の利用方法及び個人情報の取扱いには十分注意をする必要があります。

最近では、電子掲示板やブログ、プロフ等を利用して、インターネットでの情報公開が容易になっています。これらは、不特定多数の人が閲覧するため、安易な情報公開には十分注意する必要があります。

《私的なホームページ》

教職員が、学校ホームページと誤解されるような私的なホームページを開設することは避けるべきです。このようなホームページは、非公式なものであり、「学校非公式サイト」又は「学校裏サイト」と呼ばれるものとなります。その情報によって、学校が誤解される可能性があります。

また、児童生徒の個人情報の保護等についても、十分に配慮する必要があります。

《ファイル交換ソフトの利用》

ファイル交換ソフトの利用時に児童生徒の個人情報等が外部に漏洩した事件が多発しています。ファイル交換ソフトの利用は、避けるべきです。